

公有財産等売却公告書

公有財産等の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和7年6月6日

橿原市長 亀田 忠彦

第1．入札に付する物件の概要

末尾の物件一覧のとおり。

第2．入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しその事実があった日から2年が経過しない者。
- (3) 個人又は法人の役員等（法人の役員又は営業所等を代表するものをいう）が、暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団員に該当しない者。また、個人または法人の役員などが、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しない者。
- (5) 次のいずれにも該当しない者。
 - ①暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
 - ②自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的を持って暴力団を利用するなどしている者。
 - ③暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ④暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者。
 - ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっていない者。
- (7) 前記（2）～（6）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でない者。
- (8) 物件の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合は、これらの資格などを有する者
- (9) 橿原市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及びインターネット公有

財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を提供する法人が定める利用規約等に同意する者。

第3．入札参加資格の確認等

この一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込みなど行った後、橿原市インターネットホームページ及び公有財産売却システムの記載に従い、所定の書面を添えて本申し込みを行うこと。

（1）仮申し込み

令和7年6月6日（金曜日） 午後1時から

令和7年6月23日（月曜日） 午後2時まで

（2）本申し込み

仮申し込み手続きを完了した後、入札保証金を納付し、所定の申込書を含む参加資格必要書類を提出して一般競争入札への参加を申し込みすること。必要な様式は橿原市インターネットホームページ（<https://www.city.kashihara.nara.jp/>）に記載しています。

① 提出期限

令和7年6月23日（月曜日）までの、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定め規定する休日（以下「国民の休日」という。）、土・日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵便の場合は令和7年6月23日（月曜日）までの消印であるものを有効とする。

② 提出場所

〒634-8509

奈良県橿原市内膳町1-1-60

橿原市役所 財務部 資産経営課 FM管財係

第4．入札保証金に関する事項

末尾一覧のとおり

第5．入札の日時

（1）場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で受付

（2）時間

令和7年7月8日（火曜日）午後1時から

令和7年7月15日（火曜日）午後1時まで

第6．入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札又はその他関係法令・条件に違反した入札は無効とします。

第7. その他必要な事項

(1) 見学会（物品確認）を行う場所及び時間

実施なし。

(2) 本公告に関する問い合わせ先

郵便番号 634-8509

住所 奈良県橿原市内膳町 1-1-60

橿原市役所 財務部 資産経営課 FM 管財係

電話番号 0744-47-4111

メールアドレス shisankeiei@city.kashihara.nara.jp

物件一覧

物件 番号	物件名	規格	メーカー	付属品	予定価格(円)	入札保証金(円)
1-1	木製テーブル①	-	-	-	500	50
1-2	木製テーブル②(2台1セット)	-	-	-	500	50
1-3	椅子①(10脚1セット)	-	-	-	500	50
1-4	椅子②(10脚1セット)	-	-	-	500	50
1-5	椅子③(10脚1セット)	-	-	-	500	50

※予定価格とは、あらかじめ橿原市が定めた最低売払い価格を言う。